

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 高島市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	3
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	30	29	151

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,931
農業経営体数	1,376

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	976
女性	271
40代以下	91

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	189
基本構想水準到達者	37
認定新規就農者	1
農業参入法人	5
集落営農経営	10
特定農業団体	0
集落営農組織	10

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,530	400	—	—	—	4,930

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	4,930 ha	3,062 ha	62.1 %
課題	中山間地域では担い手農家の不足が進んでいるため、新規就農者の確保や支援、集落営農の法人化を推進する必要がある。集落機能を維持するための担い手への集積、半農半Xの活用を検討していくことから「地域計画」において位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチングを積極的に働きかけていく必要がある。また、任意契約の農地についても農地中間管理機構を活用した貸借を推進し、農地の集積を図る。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	8 年度	集積率	71.0 %
今年度の新規集積面積	438 ha	農地面積(C)	4,930 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	3,500 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	71.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	51.1 ha	29.0 ha	22.1 ha
課題	農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化している。また、農産物価格の低迷や鳥獣害被害等が遊休化につながっている。また、水稻作付の条件が不利で、また、山沿いの農地等水稻作付の条件不利地や乾田化が進んでいない農地を保全管理にする傾向があり、遊休農地の増加の主要因になっている。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	20.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	4.00 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.2 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	地域ぐるみでの遊休農地解消へ向けた取り組みを、引き続き支援していく。また、農地に復元して利用することが困難な農地は非農地判断を積極的に活用する。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	3.29 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	2 経営体	3 経営体	1 経営体
	20.6 ha	18.1 ha	0.08 ha
課題	新規参入者の傾向として、少量多品目で、有機栽培または減農薬・減化学肥料栽培等を比較的小規模な面積から始められており、短期日での面積の拡大は難しい状況にある。一方、規模拡大された認定農業者の育成と合わせて、集落機能の維持の観点から、多様な担い手の確保が求められており、半農半Xといった形態の農業者の受け入れについても、定住促進を含めて推進する必要がある。ただし、農地を取得するための要件として「農地のすべてを効率的に利用すること」、「必要な農作業に常時従事すること」、「周辺の農地利用に支障がないこと」を遵守するものとする。また、地域計画が新規参入者の妨げとならないよう、将来の担い手の変更が柔軟に行えるように配慮する必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
	199 ha	236 ha	194 ha	210 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	21.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	3 日／月	最適化活動を行う 農業委員の人数	19 人
		農地利用最適化推進委員の 人数	30 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		1 回
取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	②遊休農地の解消	農地利用最適化推進委員と農業委員が連携し、各地域別に班編成を行い、目視およびタブレットの積極的な活用による調査を実施し、実態や意向の確認に努める。 また、耕作放棄地等の非農地判断マニュアルに基づき、非農地の取り扱いについて鋭意進める。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		12	回
開催時期	随時	相談会名	新規就農相談
参加者数	10経営体	開催場所	高島市役所
相談会の内容	就農希望者の個別相談等に随時対応する。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)